

## 大洲市教育委員会5月定例会会議録

### 1 開催の日時及び場所

平成24年5月28日(月) 午後2時00分

大洲市民会館 2階 中ホール

### 2 教育委員定数 5人

### 3 出席委員

委員長 兵頭史彦

委員長職務代理者 西山千春

委員 稲田秀一

委員 山内光郎

教育長 叶本正

### 4 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長 二宮隆久

教育総務課長 井上徹

学校教育課長 原田淳子

生涯学習課長 新野武男

大洲学校給食センター所長 矢野文康

生涯学習課主幹 林田稔徳

教育総務課長補佐 久保明敬

教育総務課長補佐 山下和広

教育総務課主査 西田ゆかり

## 5 開会宣言

委員長

只今から、大洲市教育委員会「5月定例会」を開会いたします。

[午後2時00分 開会]

まず、始めに 叶本教育長より発言があります。

教育長

報告とお詫びを申し上げます。当初、報告をしておりましたが道路交通法違反の二人について、愛媛県教育委員会から懲戒処分が出されましたので、ご報告いたします。テレビ・報道等で詳しく報道されましたので、ご承知のことと思いますが、市内の校長が今年2月の酒気帯び運転により運転免許停止の処分と略式命令を受けました。県の審査会により4か月の停職処分を受けております。また、市内教諭が昨年10月、安全未確認によりバイクの運転手に軽症を負わせた事故と使用車が1年半以上にわたって車検が切れていたことによる道路運送車両違反により、運転免許停止の行政処分と略式命令を受け、県の審査会により1か月の停職処分を受けたものであります。

15日、私から本人に処分の辞令を交付いたしました。このことを受け、17日に臨時校長会を開き、二度とこのようなことが起きないように、教育公務員として市民、県民の模範となるよう、道路交通関係法令等の法令の遵守に努め、厳正な服務に努めるよう、それぞれの学校の全ての教職員に対する徹底した指導をお願いしたものであります。当日は、南予教育事務所より管理主事さんにも来ていただきご指導いただきました。

今回の不祥事に対しまして児童・生徒をはじめ、保護者、地域、市民の皆様にご迷惑をおかけし、大きく信頼を裏切りましたことに対して深くお詫び申し上げるものであります。

委員長

処分は、本人の反省を促すという目的もあるので、今回処分を受けた2人が、自らの信頼を回復するよう努めていただきたい。

## 6 前回会議録の承認

委員長

まず、「前回会議録の承認」についてお諮りいたします。去る、4月23日開催の定例会の会議録につきましては、すでに事務局から各委員に原案が提示されております。

この原案に対しまして、質疑・意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

委員長 特に、質疑・意見もありませんので、前回会議録につきましては、原案のとおり承認することにいたします。

## 7 教育長一般報告

委員長 次に、「教育長一般報告」に移ります。各所属長から順次報告をお願いします。

〔各所属長、順次、「教育長一般報告」を行う。〕

委員長 只今の「教育長一般報告」について、質疑・意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 以上で、「教育長一般報告」を終わります。

## 8 議 事

委員長 それでは、これより議事に入ります。

「第30号議案 寄附により取得した教育財産について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「第30号議案」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「第30号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「第30号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第31号議案 大洲市学校給食センター条例の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長、「第31号議案」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「第31号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「第31号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第32号議案 大洲市公民館条例の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「第32号議案」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「第32号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「第32号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第33号議案 大洲市立新谷小学校校舎等建設委員会条例の廃止について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長、「第33号議案」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「第33号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「第33号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、第34号議案「平成24年度 大洲市一般会計予算のうち教育費に係る6月補正予算について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

〔各所属長、順次、「第34号議案」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「第34号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお

願います。

〔挙手全員〕

委員長

挙手全員であります。よって、「第34号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第35号議案」から「第40号議案」までの議案6件は、議事の都合により、のちほど審議することにいたします。

それでは、「その他」に移ります。まず、各委員さん方、何かありませんか。

稲田委員

地産地消や食育が重要視されて来ている中で、学校給食における地産地消の取り組みについて伺いたい。今年新しい学校給食センターからの配食が開始される。地産地消の推進について昨年度も積極的に努力されていると感じるが、地元産食材の使用率や成果を教えてください。

学校給食センター所長

大洲学校給食センターでの平成23年度の使用食材について御説明いたします。市内産の使用率を食材別に申し上げますと、ニンジンが0%、キャベツが約70%、玉ねぎが約44%、大根が約62%、ジャガ芋が約9%となっております。使用の多い食材は、キャベツ、玉ねぎ、ニンジン、ジャガ芋の順です。全体での市内産使用率は、平成21年度が約19%、22年度が約29.5%、23年度においては、約44.3%まで上がってまいりました。

これは、昨年度、学校給食における地産地消の推進を目的として、農業関係者や給食関係者などが委員となり「戦略会議」を立ち上げまして協議をいただいた結果、昨年10月・11月には「愛たい菜」からの試験導入を行い、今年度からは、本格的に納入先を「愛たい菜」に切り替えを行いました。

今年の5月からニンジンやジャガ芋が地元から入るようになりまして、今年4月と5月での実績は60%を超えるものになっています。

稲田委員

努力の跡が見えて大変結構なことである。50%の目標をクリアしさらに上を目指してがんばっていただきたい。

委員長

次に、事務局はありませんか。

〔教育総務課長、「喜多小学校北校舎改築工事の遅れについて」、生涯学習課長、同主幹「体育協会関係の裁判の概要について」説明〕

委員長 只今、事務局より説明がありましたが、何か質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは次に、次回の「6月定例会」の開催日程についてお諮りします。事務局の原案がありましたら説明願います。

〔教育総務課長、「原案」について説明する。〕

委員長 只今、事務局より説明がありましたが、委員の皆さんの御都合はいかがでしょうか。

〔全委員、原案了承する。〕

委員長 それでは、次回の「6月定例会」は、6月25日（月）の午後2時から、市民会館2階中ホールにおいて、開催することにいたします。それでは、第35号議案「大洲市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

お諮りいたします。本案から第40号までの議案6件は、人事に関する案件でありますので、「大洲市教育委員会会議規則」第12条の規定に基づき非公開により審議したいと思います。

これに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。

よって、これらの議案の審議は、非公開とすることに決しました。

〔～以下、非公開～〕

## 9 閉会宣言

委員長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもって定例会を閉会することにいたします。

〔午後2時53分 閉会〕

上記会議の顛末を記録して、その相違なきことを証するためここに署名する

委 員 長

委 員 長  
職務代理者

委 員

委 員

上記、記録責任者